平成21年第3回竜王町議会定例会(第1号)

平成21年9月7日 午前11時30分開会 於 議 場

1 議 事 日 程(1日目)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第57号 竜王町税条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第58号 竜王町立児童厚生施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例

日程第 5 議第59号 竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期か つ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第60号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例

日程第 7 議第61号 平成21年度竜王町一般会計補正予算(第5号)

日程第 8 議第62号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第2号)

日程第 9 議第63号 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第10 議第64号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議第65号 平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議第66号 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

日程第13 議第67号 平成21年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第14 議第68号 平成20年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議第69号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

歳入歳出決算認定について

日程第16 議第70号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)

歳入歳出決算認定について

日程第17 議第71号 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決

算認定について

日程第18 議第72号 平成20年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認

		定について
日程第19	議第73号	平成20年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
		について
日程第20	議第74号	平成20年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
		ついて
日程第21	議第75号	平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
		認定について
日程第22	議第76号	平成20年度竜王町水道事業会計決算認定について
日程第23	議第77号	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方
		公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補
		償等組合規約の一部変更に関する協議について
日程第24	議第78号	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方
		公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補
		償等組合規約の一部変更に関する協議について
日程第25	議第79号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数
		の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に
		ついて
日程第26	議第80号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数
		の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に
		ついて
日程第27	議第81号	滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更すること
		について
日程第28	報第 3号	平成20年度竜王町健全化判断比率について

報第 4号 平成20年度竜王町資金不足比率について

日程第29

日程第30 議員派遣について

2 会議に出席した議員(12名)

男 1番 出 Ш 富 2番 大 橋 弘 3番 村 男 4番 明 田 涌 山 田 義 Ż 夫 5番 Ш 添 勝 6番 昌 司 重 7番 貴 多 正 幸 8番 蔵口嘉寿 男 9番 \equiv 男 菱 田 10番 小 森 重 剛 若 島 11番 井 敏 子 12番 寺 健

- 3 会議に欠席した議員(なし)
- 4 会議録署名議員

11番 若 井 敏 子

1番 岡 山 富 男

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長竹山秀雄 代表監查委員小林德男 長 青木 進 育 長 岡谷ふさ子 副 町 教 会 計 管 理 者 布施九藏 総務政策主監川部治夫 住民福祉主監兼 山添登代一 産業建設主監 小西久次 健康推進課長 務 課 政策推進課長 長 松瀬徳之助 杼 木 栄 司 生活安全課長 福山忠雄 住民税務課長若井政彦 産業振興課長心得兼 井口和人 福 祉 課 吉田淳子 長 農業委員会事務局長 教育次長兼生涯学習課長 赤佐九彦 建設水道課長 田中秀樹 務 課 長富長宗生

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長村井耕一書

記 古株三容子

開会 午前11時30分

○議長(寺島健一) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しています ので、これより平成21年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認める ことにいたします。竹山町長。

〇町長(竹山秀雄) 皆さん、こんにちは。平成21年竜王町議会第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、9月議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、多事多端の中をお繰合せの上ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政万般にわたり格段のご指導、ご鞭撻をいただき、高席からではございますが、重ねて御礼申し上げる次第でございます。

9月に入りまして、さすがに秋色濃やかになってまいりました。町内農家の方には最も忙しい穫り入れの作業が始まっていますが、作柄指数もほぼ100ということでありますし、農繁期中の安全と天候続きであってほしいと念じているところであります。

さて、8月30日に行われました衆議院議員の総選挙では、民主党が308議席を獲得し、自民党から民主党への政権交代が現実のものとなりました。投票率は、小選挙区69.28%・比例区69.27%と高くなったのも、日本国民が今回の選挙に関心度が高く、政治の流れに変化を求める声が強くなった結果だと分析されます。政権交代により、後期高齢者医療制度の廃止、障害者自立支援法の廃止、農家の戸別所得保障制度の創設、年金制度の一元化等々、今までとは全く違った制度がマニフェストに記述されていますが、地方自治体として住民の皆さんに戸惑いが生じないようにするために、政治の流れを見定め、齟齬をきたすことのないように、しっかりと対応していかねばならないと考えているところであります。

一方、経済面におきましては、株価も1万円台になり、多少とも神経質な動きながら上昇基調に入っていること、また、中国向貿易が堅調であり、景気は底打ちになったと報じられる昨今でありますが、実感としてはほど遠いものであり、7月度完全失業率が5.7%で、その数が350万人以上という実態であり、求人倍率も極めて低水準のままで推移している状況であります。こういった状況下、中小企業にありましては、景気がよくなったと言える日はまだまだ遠い先の話の

ように思われるところでもあります。

かかる時、竜王町の法人税収が大幅に落ち込み、平成21年度歳入見込みで約2億円の減、平成22年度はさらにこの金額以上の減収になることが想定され、平成20年度歳入歳出決算数値に基づく平成21年度実質公債費比率が18.4%になり、地方債発行に対し県の許可を得なければならない団体になりました。財政力指数が1.233で、5年連続、普通交付税不交付団体でありながら、極めて不自然な財政状況に陥ったと表現できると申せます。

私は、就任当初から財政の立て直しを訴え続けておりましたが、法人税収の額の確定を見て早急に対処してまいらなければならないと、平成21年度の予算審議をいただいた3月定例会で申し上げましたとおり、既に各課別でヒヤリングを繰り返し、次年度予算に向けての財政改革プラン作成にとりかかっているところでございます。私は、短期間決戦の取り組み、すなわち平成22年度・平成23年度の2年間で、見通しがきく状態にもっていきたいと考えております。また、改革プランが出来上がり次第、各自治会へ説明にまいる予定をいたしているところでございます。

さて、新学期のスタートとなりました。心配されるのが新型インフルエンザであります。9月2日に第6回対策本部会議を開催し、県の基準を参考に学校・幼稚園等での臨時休業の対応を決めるなど、今後も感染拡大防止への対策を図ってまいりますが、今回のインフルエンザは、症状の重さよりも感染力の強さの方が問題であり、判断・対応が遅れないようにすることが肝要かと思われます。インフルエンザ対策本部といたしましては、学校の児童生徒の間での発症状況が1つの目安となると思っているところであり、学級閉鎖等の対応が生じた場合には、原則的に町の行事、人の集まる催し等、期間を定めて自粛するのがベターではないかと考えているところであります。

さて、本定例会に提案いたします案件は、条例改正に関して4件、一般会計補 正予算1件・特別会計補正予算5件・水道事業会計補正予算1件、水道事業会計 決算認定1件・平成20年度一般会計および特別会計に関する決算認定8件、県 内市町廃置分合予定に伴う組合規約変更に関して5件、平成20年度竜王町健全 化判断比率及び竜王町資金不足比率について2件の、合計27件でございます。 さらには、期間中に人事に関する案件を含め追加案件を予定させていただいてお ります。どうか慎重なるご審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げ 開会のごあいさつとさせていただきます。 **○議長(寺島健一)** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の 規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。 なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(寺島健一) それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番 若井敏子議員、1番 岡山富男議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第 2 会期の決定

**○議長(寺島健一)** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間 といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により 会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第 3 議第57号 竜王町税条例の一部を改正する条例

日程第 3 議第58号 竜王町立児童厚生施設の設置および管理に関する条例を廃

止する条例

日程第 5 議第59号 竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期か

つ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第60号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

の一部を改正する条例

日程第 7 議第61号 平成21年度竜王町一般会計補正予算(第5号)

日程第 8 議第62号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

補正予算(第2号)

| 日程第 | 9 | 議第63号 | 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算 |
|------|---|-------|-----------------------------|
| | | | (第1号) |
| 日程第1 | 0 | 議第64号 | 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第1 | 1 | 議第65号 | 平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第1 | 2 | 議第66号 | 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 |
| | | | 1号) |
| 日程第1 | 3 | 議第67号 | 平成21年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第1 | 4 | 議第68号 | 平成20年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第1 | 5 | 議第69号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) |
| | | | 歳入歳出決算認定について |
| 日程第1 | 6 | 議第70号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) |
| | | | 歳入歳出決算認定について |
| 日程第1 | 7 | 議第71号 | 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決 |
| | | | 算認定について |
| 日程第1 | 8 | 議第72号 | 平成20年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認 |
| | | | 定について |
| 日程第1 | 9 | 議第73号 | 平成20年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| | | | について |
| 日程第2 | 0 | 議第74号 | 平成20年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に |
| | | | ついて |
| 日程第2 | 1 | 議第75号 | 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| | | | 認定について |
| 日程第2 | 2 | 議第76号 | 平成20年度竜王町水道事業会計決算認定について |
| 日程第2 | 3 | 議第77号 | 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方 |
| | | | 公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補 |
| | | | 償等組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第2 | 4 | 議第78号 | 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方 |
| | | | 公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補 |
| | | | 償等組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第2 | 5 | 議第79号 | 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数 |
| | | | の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に |
| | | | ついて |

- 日程第26 議第80号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数 の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に ついて
- 日程第27 議第81号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更すること について
- 日程第28 報第 3号 平成20年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第29 報第 4号 平成20年度竜王町資金不足比率について
- **○議長(寺島健一)** 日程第3 議第57号から日程第27 議第81号までの25 議案および日程第28 報第3号、日程第29 報第4号の2報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長(竹山秀雄) ただいま一括上程いただきました議第57号から議第81号までの25議案および報第3号・報第4号の2報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第57号から議第67号までの11議案につきまして、提案理由を申 し上げます。

議第57号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年6月24日に農地法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い本条例の中で引用いたしております条項に条ずれが生じましたので、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、農地法等の一部を改正する法律の附則の中で土地 改良法が一部改正され、同法第87条の2第1項第1号が削除され、同項第2号 が同項第1号に繰り上げられたことにより、当該条項を引用しております条例第 54条第6項中、第2号を第1号に改めるものでございます。

また、農地法等の一部を改正する法律の施行の日が、公布の日から起算して6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、付則にて、 本条例の施行の日は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するも のでございます。

次に、議第58号、竜王町立児童厚生施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例につきましては、まず、この条例を設置した背景から申し上げます。

現在、鵜川地先に設置されています児童遊園は、昭和45年に「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにする」ことを目的に、

児童厚生施設として条例を設置したものでございます。

当時、昭和39年に竜王町立竜王幼稚園が認可され、役場前で開園されましたが、昭和45年4月に、川守に竜王幼稚園、鵜川に竜王西幼稚園の2園制となった際に、鵜川地先に児童遊園を設置しました。その後、幼稚園は統合および分離があり現在の2園になっていますが、児童遊園につきましては、現在、敷地面積552.36㎡、大型遊具・砂場などが配置されています。

この児童遊園は、児童福祉法第40条に規定されております児童厚生施設として設置した施設でありますが、設置以来40年が経過する中で、周辺施設の立地条件なども大きく変貌し、利用者も少なく、遊具の老朽化が課題となっております。また、施設そのものも、児童福祉施設最低基準を満たせていない状況となっております。

このような状況で、周辺施設との関連を検討する中で、今後、隣接する「鵜川 ふれあいプラザ」の駐車場として町有地の有効活用を図らせていただきたく、条 例の廃止をさせていただくものでございます。

次に、議第59号、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町立児童厚生施設の設置および管理に関する条例を廃止することにより、本条例第2条第2号で規定する「児童遊園」が不要となることから、当該規定を削除するものでございます。

次に、議第60号、竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在の竜王町消防団員定数は、190名であり、そのうち女性消防団員は6名を任命しており、平成18年4月から「女性消防隊」として、各種訓練や式典への参加など一般団員としての活動、園児や住民さんへの「防火カルタ」を使った火災予防啓発活動や有線放送による火災予防週間における防火啓発活動を中心に精力的に行っていただいております。

しかしながら、現在の6名の団員では、隊員さんの都合により複数の欠席者が出た場合、火災予防啓発活動や訓練に支障をきたすことも多く、また、隊員さんは現在4年目であり、今後隊員の交代をスムーズに行い、できるだけ活動に支障をきたさないよう女性消防隊を8名体制とするため、2名の増員を図りたく、竜王町消防団員定数を「192名」に改めるものでございます。

次に、議第61号、平成21年度竜王町一般会計補正予算(第5号)につきましては、現在お認めをいただいております補正予算(第4号)までの歳入歳出予

算額が50億3,510万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ7,70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,280万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、本町の電算基幹系および情報系システムの開発・管理事業にかかる委託料、機器借上料および備品購入費について、入札完了に伴う執行残のそれぞれ減額、第5次総合計画策定業務にかかる委託料の執行残の減額、世界的な景気の減速による企業の収益悪化に伴う法人町民税の過年度過納還付金の増額、国において平成20年度に引き続き、さらに対象を拡大して実施することとされた子育で応援特別手当の支給にかかる経費等の増額、国の補助金を受けて農道の簡易な整備を行う農地有効利用支援整備事業にかかる工事請負費等の増額、新型インフルエンザの流行による中学生海外派遣事業中止に伴う諸経費の減額、町中心核整備に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる諸経費の増額、町たばこ税県交付金の増額等をお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為補正につきましては、平成21年度および平成22 年度の2ヵ年に渡る執行として計画をいたしておりました憲法改正に伴う国民 投票にかかる投票人名簿調製システム構築について、今年度での前倒し執行が可 能となったことから、今回、同債務負担行為について廃止するものでございます。

また、地方債補正につきましては、消防ポンプ自動車の整備および両小学校における校内LAN整備にかかる大規模改造について、それぞれ入札完了を受けて、地方債限度額の減額変更をお願いするものでございます。

次に、議第62号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)につきましては、現在お認めをいただいております補正予算(第1号)までの歳入歳出予算額が9億4,823万2,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,774万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,597万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、被保険者資格の適正な適用を行い一般被保険者から退職被保険者への振替に伴い退職者医療通知事務委託料が4,000円、滋賀県国民健康保険団体連合会の負担金が12万6,000円、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度への移行に伴う連合会への支払手数料が6,000円、財政調整基金利子積立金が5万1,000円、平成20年度退職者医療療養給付費の精算による確定に伴い償還金が1,750万8,000

円、後期高齢者医療制度へ移行された方の属する世帯への負担軽減として高額療養費特別支給金制度の創設による高額療養費特別支給金5万円のそれぞれ増額でございます。

歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、国庫補助金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金が78万1,000円、財政調整基金利子が5万1,000円、繰越金が1,691万3,000円のそれぞれ増額でございます。 次に、議第63号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第

次に、議界63号、平成21年度電土町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が700万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ984万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,684万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、平成20年度老人保健医療給付費の精算額の確定に伴い償還金984万5,000円の増額でございます。歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、県負担金の医療費県負担金が22万6,000円、繰越金が708万8,000円、諸収入の雑入で第三者納付金が253万1,000円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第64号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、現在お認めいただいております当初予算の歳入歳出予算現計額 が7億2,400万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ773万8, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,173万8, 000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、消費税納税額の確定により 消費税が20万円の増額、緊急雇用創出特別推進事業に伴い下水道の管路等の適 正管理を図るため下水道台帳作成業務委託料が773万8,000円等の増額で ございます。歳入におきましては、県の緊急雇用創出特別推進事業補助金が77 3万8,000円の増額でございます。

次に、議第65号、平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第1号) につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額は5億3,900 万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ642万6,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,542万6,000円といた したいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、保険給付費として地域密着型介

護予防サービス給付費が122万円、平成20年度における第1号被保険者保険料の還付金が9万2,000円、平成20年度介護給付費負担金等の精算による確定に伴い償還金が511万4,000円のそれぞれ増額でございます。

歳入におきましては、保険給付費に見合う国・県支払基金などの公費負担分および平成20年度における地域支援事業交付金の精算による追加交付金ならびに繰入金、繰越金などの増額でございます。

次に、議第66号、平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が7,900万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,914万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、平成20年度の保険料について 還付を要しますことから、保険料還付金が14万9,000円の増額でございま す。

歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、諸収入の償還金 及び還付加算金で、後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金が14万9,0 00円の増額でございます。

次に、議第67号、平成21年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、平成21年度竜王町水道事業会計の予算第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額はそれぞれ3億円でございます。今回、人件費および借入金利息の増額を行い、既決予定額にそれぞれ415万5,000円を増額、収益的収入および支出をそれぞれ3億415万5,000円にさせていただくものでございます。さらに、予算第6条で定めました一時借入金の限度額を1,00万円から1億円に改めるものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入で水道使用料を415万5,000円の増額、収益的支出で総係費といたしまして人事異動に伴います人件費を337万1,000円の増額、支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして一時借入金利息78万4,000円を増額するものでございます。これは、一時借入金の限度額の改正に伴うものでございます。また、人件費補正に伴い予算第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費の額を改正させていただくものでございます。

以上、議第57号から議第67号までの11議案につきまして提案理由を申し

上げたところでございますが、議第61号および議第64号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〇議長(寺島健一) この際申し上げます。ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 5 分 再開 午後 1 時 0 0 分

- **〇議長(寺島健一)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 松瀬務課長。
- ○総務課長(松瀬徳之助) 先に町長から、平成21年度竜王町一般会計補正予算(第5号)の内容について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、農道の維持補修に 対する国の農地有効利用支援整備事業費補助金が100万4,000円および同 地元分担金が351万9,000円のそれぞれ増額、国において平成20年度に 引き続き、さらに3歳から5歳までの第1子からの児童に対象を拡大して一人あ たり36,000円を支給することとされた子育て応援特別手当の支給に伴う子 育て応援特別手当事業費補助金が1,391万円の増額、道路橋梁維持補修にか かる国の長寿命化修繕計画策定事業費補助金が250万円およびこれを算定根 拠とする国の地域活性化・公共投資臨時交付金が200万円のそれぞれ増額、農 地の担い手である集落営農組織の充実を図るための集落営農ステップアップ実 践事業補助金が118万8,000円の増額、土産土法ビジネス研究における商 品開発業務に係るふるさと雇用再生特別推進事業補助金が110万円、および学 校安全推進指導員の設置にかかる緊急雇用創出特別推進事業補助金が234万 2,000円のそれぞれ増額、岡屋地先町有地の売却に伴う土地売払収入が10 6万4,000円の増額、社会教育費雑入として町中心核整備にかかる商業施設 用地における埋蔵文化財発掘調査費が470万9,000円の増額、事業執行に よる事業費の減少により安全・安心な学校づくり交付金が109万円、消防防災 設備整備事業債が190万円、小学校大規模改造事業債が204万4,000円 のそれぞれ減額、前年度繰越金が4,386万円の増額などでございます。

次に歳出予算の主なものといたしましては、町の電算システムにおける基幹系 および情報系システム開発・管理事業について、入札手続き完了による委託料、 機器借上料および備品購入費等がそれぞれ208万円および402万9,000 円の減額、第5次総合計画策定事業について入札手続き完了による策定業務委託 料等が107万4,000円の減額、山面地区における地籍調査事業について実 施区域の拡大による地籍調査測量業務委託料が116万8,000円の増額、世 界的な景気の減速による企業の収益悪化により法人町民税に係る町税過年度過 納還付金が6,100万円の増額、子育て応援特別手当事業について、特別手当 およびシステム改築委託料等が1,391万円の増額、農地の担い手である集落 営農組織の充実を図るためトラクター等の整備に係る集落営農ステップアップ 支援活動事業が166万3,000円の増額、町内の稲作農家や定年退職者等の 施設園芸への新規参入を支援するための近江の園芸特産振興対策事業が138 万2,000円の増額、農道の維持補修に係る農地有効利用支援整備事業費が4 52万5,000円の増額、環境整備等の道路橋梁維持補修費が150万円の減 額、消防自動車整備事業について消防ポンプ自動車の入札手続きが完了したこと により210万円の減額、新型インフルエンザの流行により中学生海外派遣事業 の中止を決定したことから266万7,000円の減額、県の緊急雇用創出特別 推進事業を活用して、学校の登下校時における交通の往来が多い交差点や不審者 が多く発生した通学路等における見守り活動、校内のさまざまな安全点検および 修繕作業の補助、美化・環境作業、学校行事の準備等を行うための学校安全推進 指導員設置事業が234万4,000円の増額、校内LAN工事の完了に伴う竜 王西小学校施設整備事業が183万1,000円の減額、中学校体育館大規模改 造事業の町建設計画における実施時期について、竜王小学校の低学年棟等のトイ レ等の修繕と調整を行い、中学校体育館大規模改造の後年度送りによる中学校施 設整備事業が381万6,000円の減額、本町公民館青年学級の全国大会参加 に伴い、公民館教室・講座開設事業に110万5,000円の増額、町中心核整 備にかかる商業施設用地における埋蔵文化財発掘調査に係る埋蔵文化財発掘調 査受託事業が471万円の増額、平成20年度のたばこ税収入が課税定額を超え たことによる町たばこ税県交付金が624万3,000円の増額などでございま

次に、第2表の債務負担行為補正の内容につきましては、憲法改正に伴う国民 投票にかかる投票人名簿調製にかかるシステム構築について、平成21年度およ び平成22年度の2ヵ年での執行として計画をしておりましたところ、今年度で の前倒し執行が可能となったことから、今回、同債務負担行為の廃止をお願いす るものでございます。

次に、第3表の地方債補正の内容につきましては、消防ポンプ自動車の購入に係る消防防災設備整備事業債について190万円、小学校における校内LAN整備に係る小学校大規模改造事業債について204万4,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成21年度竜王町一般会計補正予算(第5号)の概要を申し上げ説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご 承認いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(寺島健一) 田中建設水道課長。

○建設水道課長(田中秀樹) 引き続きまして、議第64号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、その内容をご説明申し上げます。 一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書33ページからの下水道事業特別会計補正予算(第1号)の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

補正前の予算総額は、歳入歳出それぞれ7億2,400万円で、今回総額に773万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億3,173万8,000円とさせていただくものでございます。補正予算の内容につきましては、先に町長より説明いただきましたが、平成21年度の執行調整等をさせていただくものでございます。

まず、歳入の関係でございますが、34ページの県補助金を773万8,00 0円の増額をさせていただくものでございます。その内容としまして、緊急雇用 創出特別推進事業において、下水道台帳作成業務にかかる事業費の10分の10 を県から補助を受けるものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、35ページ公共下水道事業費の一般管理費の公課費を20万円増額し、施設管理費の需用費を20万円減額とする現予算内での組み替え、施設管理費の委託料を増額させていただくものでございます。その内容としましては、農業集落排水および公共下水道使用料収入に対して、工事費等の課税仕入分の事業費が減少し、納税が必要となったための増額および下水道の管路等の施設の適正な管理を図るため、台帳の電子データ化を行う業務委託を緊急雇用創出特別推進事業の活用を図って取り組みを行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成21年度竜王町下水道事業特別会計補 正予算(第1号)の内容説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認をい ただきますようお願い申し上げます。

- **〇議長(寺島健一)** 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** 続きまして、議第68号から議第76号までの9議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第68号、平成20年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定、議第69号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定、議第70号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定、議第71号、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定、議第72号、平成20年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定、議第73号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定議第74号、平成20年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定および議第75号、平成20年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定および議第75号、平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の8議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月1日から8日間にわたり町監査委員さんによる決算審査を終えましたので、同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

次に、議第76号、平成20年度竜王町水道事業会計決算認定につきましては、 去る6月4日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項 の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

事業の概況、経営状況等につきましては、後ほどその詳細について担当課長から説明させますが、平成20年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありますが、収益的収支におきまして、収益が2億9,101万4,165円で費用が2億6,688万2,057円となり、2,413万2,108円の純利益となったものでございます。

以上、議第68号から議第76号までの9議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者および担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

- **〇議長(寺島健一)** 布施会計管理者。
- **○会計管理者(布施九藏)** ただいま町長から提案理由を申し上げました議第68号 から議第75号までの8議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成20年度一般会計ならびに各特別会計のそれぞれの決算につきましては、 地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条ならびに同法 施行規則第16条および第16条の2の規定により調製をいたしたもので、その 決算概要につきまして、ご説明申し上げます。まず、お手元に決算報告書をお届 けいたしておりますので、これを中心にしてご説明申し上げたいと思います。決 算報告書の1ページをご覧いただきたいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が55億7,171万5,709円で、歳出総額が52億5,802万4,619円となり、歳入歳出差引額は3億1,369万1,090円であります。このうち、平成21年度に繰り越しました事業に要する財源8,747万8,289円を差し引きますと、実質収支額は2億2,621万2,801円の黒字となります。ここから平成19年度の実質収支額を差引きますと、単年度収支額は1億3,999万7,391円の赤字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金2億289万7,259円を加え、同基金からの取り崩し額1億9,000万円を差し引きますと、実質単年度収支額は1億2,710万132円の赤字ということになります。

次に、決算報告書の1ページ後段から7ページと、117ページから119ページの円グラフにより、決算収支の状況につきましてご説明申し上げます。

平成20年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別ならびに性質別構成状況を 図示いたしますと、円グラフのようになります。まず、歳入の財源構成状況でご ざいますが、自主財源が80.9%、依存財源が19.1%となっております。前 年度は、自主財源が81.9%、依存財源が18.1%でありました。このことか ら、全体に占める自主財源の割合は、前年度に引き続き依存財源を大きく上回っ ておりまして、前年度と比較いたしますと1ポイントの減となっております。

本年度においても自主財源比率が高かった要因は、決算総額が5.7%の減となり、分母の決算額が小さくなったこと。また、町税収入は前年度に比べ8.5%減少し、構成比では2ポイントの減となりましたが、繰越金が約1億円多く、2ポイントの増になったこと。さらに、依存財源が少額でありますが減少していることによるものです。

次に、自主財源・依存財源それぞれの項目を前年度と比較いたしますと、自主財源の総額は45億482万7,000円で、3億3,549万2,000円の減、対前年度比では6.9%の減となっております。自主財源の増加した主な項目は、繰越金が3億6,967万4,000円で9,790万5,000円の増となっております。なお、減少した主な項目は、町税が366億8,435万6,000円で364,008万6,000円の減、繰入金が169,000万円で8,300万円

の減となっております。

ここで、町税の収入状況を見てみますと、個人町民税は納税義務者数の増加等により5,581万9,000円の増となりましたが、法人町民税においては、昨年の秋以降の世界同時不況の影響によって3億4,134万3,000円の減、対前年度比37.2%の大幅な減収となっています。固定資産税は、対前年度比2.3%の減でありますが、額にしますと4,709万7,000円と大きな額の減収となりました。

一方、依存財源の総額は10億6,688万9,000円で440万4,000円の減、対前年度比では0.4%の減となっております。依存財源の減少した主な項目は、県支出金が2億7,771万1,000円で4,665万4,000円の減、町債が1億8,257万円で4,573万円の減、地方交付税が4,983万3,000円で1,666万6,000円の減となっております。なお、増加した主な項目は、国庫支出金が2億5,802万5,000円で9,328万8,000円の増、地方特例交付金が2,471万2,000円で1,121万7,000円の増となっております。

次に、歳出の構成比を目的別に見てみますと、民生費が20.1%、公債費が13.9%、総務費が13.3%、教育費が11.0%、農林水産業費が10.0%、土木費が9.2%、諸支出金が7.9%、衛生費が6.4%、消防費が4.2%、商工費が2.4%、議会費が1.2%、労働費が0.3%、災害復旧費が0.1%となっております。

前年度と比較いたしますと、歳出総額は52億5,802万5,000円で2億8,391万3,000円の減、対前年度比では5.1%の減となっております。減少した主な項目は、諸支出金が4億1,624万5,000円で、財政調整基金・教育厚生施設等整備基金・減債基金への積立金の減により3億3,325万1,000円の減、対前年度比では44.5%の大幅な減少となっております。

次に、農林水産業費が5億2,779万5,000円で、山之上農林公園施設整備事業用地取得費等の減により1億3,466万8,000円の減、対前年度比で20.3%の減となっております。さらに、教育費が5億8,080万4,000円で、中学校校舎大規模改修工事等の減により1億1,076万5,000円の減、対前年度比で16.0%の減となっております。その他、衛生費が919万8,00円の減、消防費が151万6,000円の減となっております。

一方、増加した主な項目は、総務費が6億9,999万1,000円で、総合庁

舎維持修繕費、電算備品購入、電算システム開発等関連費用の増により1億2, 414万1,000円の増、対前年度比では21.6%の大幅な増加となっております。

次に、民生費が10億5,838万円で、介護予防拠点施設整備事業等の増により9,208万8,000円の増、対前年度比では9.5%の増となっております。さらに、土木費が4億8,252万6,000円で、まちづくり交付金を活用した道路新設改良事業等の増により6,967万7,000円の増、対前年度比では16.9%の増となっております。その他、公債費が7億3,127万4,000円で964万4,000円の増、対前年度比では1.3%の増となっております。なお、町債の年度末残高は64億7,974万4,157円で、平成19年度末残高から4億1,730万8,633円減少いたしております。

次に、決算報告書 119ページの円グラフでございますが、性質別の構成比で見てみますと、補助費等が 19.3%、人件費が 18.4%、繰出金が 14.6%、物件費が 14.1%、公債費が 13.9%、扶助費が 8.4%、普通建設事業費が 6.4%、維持補修費が 0.6%、積立金が 4.0%、貸付金が 0.2%、災害復日費が 0.1%となっております。

性質別の状況を前年度と比較いたしますと、義務的経費は構成比で前年度が38.5%でありましたが、40.7%に、2.2ポイントの増になっています。これは、人件費においては2,764万7,000円減少していますが、構成比では0.4ポイントの増、扶助費が2,536万円増加し、構成比では0.9ポイントの増、公債費が964万4,000円増加し、構成比では0.9ポイントの増となっています。

投資的経費の構成比は6.5%でありますが、そのほとんどは普通建設事業費が占めております。普通建設事業費の決算額は3億3,598万円で、3,652万6,000円の減、対前年度比で9.8%の減となっておりますが、構成比では前年度とほとんど変わりません。主な事業は、介護予防拠点施設整備事業7,664万9,000円、広域圏域型農村総合整備事業5,725万2,000円、まちづくり交付金事業6,263万7,000円などで、決算報告書2ページに列記しておりますので、ご披見いただければと思います。

その他の経費においては、構成比が 52.8%で、前年度に比べ2ポイント減少いたしました。構成比に変化があった主な項目は、積立金が前年度 13.5%でありましたが、4.0%に、9.5ポイント減少しています。積立金の決算額は

2億967万8,000円で5億3,960万2,000円の減、対前年度比では72%の減となっています。基金積立は、運用利子の積立以外に財政調整基金に2億円、新たに設置しました介護従事者処遇改善臨時特例基金に491万2,733円をそれぞれ積立を行いました。

次に、繰出金は前年度の9.2%から14.6%に、5.4ポイント増加しています。繰出金の決算額は7億6,569万7,000円で2億5,421万2,000円の増、対前年度比では49.7%の増となっています。増加した要因は、前々年度に基金から繰替運用により一般会計に繰入れた繰入金、土地開発基金8,500万円、地域福祉基金1億2,000万円を、本年度において繰出金としてそれぞれの基金に繰り戻したものです。その他、物件費においては前年度の12.7%から14.1%に、1.4ポイント増加しています。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は決算報告書の3ページから7ページに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

歳出につきましては、決算報告書の8ページから119ページにわたり各所属別・予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を合わせて列記しておりますので、ご披見いただきますようお願いいたします。なお、説明は省略させていただきます。

また、決算書の176ページから180ページには公有財産の土地及び建物の20年度中の増減ならびに年度末現在高を、また、180ページには出資金ならびに出損金の年度末状況を、さらに、181ページから184ページには30万円以上の重要物品を、185・186ページには基金の運用状況をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、「土地開発基金」および「用品等調達基金」のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、平成20年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただ きます。

次に、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の決算概要 につきましてご説明申し上げます。

平成20年度の竜王町国民健康保険は、老人保健制度の廃止によりまして、代わって後期高齢者医療制度が創設され、このことによって、75歳以上の被保険

者等の方々が後期高齢者医療制度に移行されたことから、国保の被保険者数・世帯数が、ともに減少いたしました。また、退職被保険者においても、これまで60歳から74歳としていた年齢制限を制度改正により、60歳から65歳までとすることになり、退職被保険者数も減少いたしております。

このような制度改正を受けた中での決算状況でありますので、決算内容におきましては、昨年度と多少異なる部分がございます。決算報告書の120ページをご覧いただきたいと思います。

決算収支の状況は、歳入総額が10億755万1,568円、歳出総額が9億5,486万8,160円で、歳入歳出差引額は5,268万3,408円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は603万2,326円の赤字となり、財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は602万6,240円の赤字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書の192ページの国民健康保険税が2億6,485万9,902円、193ページの国庫支出金が負担金・補助金を合わせまして2億1,951万7,075円、195ページの療養給付費等交付金が7,670万6,000円、196ページの前期高齢者交付金が1億6,504万1,374円、197ページの共同事業交付金が1億1,846万1,652円、198ページの一般会計からの繰入金が6,130万1,162円でございます。次に、歳出の主なものといたしましては、204ページの保険給付費が6億1,179万1,839円、208ページの後期高齢者支援金等が1億996万700円でございます。なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては、決算報告書の120ページに記載いたしておりますので、ご披見いただきたいと思います。また、決算書の218ページに、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、国保事業勘定の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせて いただきます。

次に、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)の決算概要 につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書は130ページからでございま す。

まず、医科診療所における決算収支でございますが、歳入総額が1億66万3, 880円、歳出総額が8,883万5,287円で、歳入歳出差引額は1,182 万8,593円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前 年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は252万425円の赤字となり、さらに財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は112万6,708円の赤字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書の224ページ、診療収入の8,239万5,444円であります。歳出では、229ページの総務費4,495万5,520円でありまして、人件費ならびに施設の維持管理費でございます。

次に、232ページの医業費は3,878万3,418円で、医薬品や医療用消耗器材費・医療用機械器具費でございます。以上が簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の132ページでございますが、歯科診療所における決算収支につきましてご説明申し上げます。歳入総額が5,930万5,635円、歳出総額が5,544万3,956円で、歳入歳出差引額は386万1,679円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は93万9,488円の黒字となり、さらに財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は310万1,476円の赤字となります。

歳入の主なものは、決算書の235ページ、診療収入の3,978万6,645円と、237ページの繰入金1,235万円でございます。歳出では、240ページの総務費が4,219万3,797円で、人件費ならびに施設の維持管理費などでございます。また、243ページの医業費は1,321万3,123円となっています。なお、決算書の247ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、国保施設勘定の医科・歯科にかかります決算概要の説明とさせていただきます。

次に、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計の決算概要につきまして ご説明申し上げます。決算報告書は136ページからでございます。

平成20年度から老人保健制度が廃止され、代わって後期高齢者医療制度が創設されましたことから、本年度の老人保健医療事業会計につきましては、平成20年3月分の診療と過誤等における医療費の支給などでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億2,792万98円、歳出総額が1億1,829万7,210円でございます。歳入歳出差引額は962万2,888円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の

実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は3,637万5,516円の黒字となります。

歳入の主なものは、決算書の253ページ、支払基金交付金が5,600万949円で、これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。次に、 国庫支出金が5,291万2,389円、県支出金が879万5,864円、一般 会計からの繰入金が677万555円でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は256ページでございます。そのほとんどが老人保健医療の医療諸費で、9,138万366円でございます。なお、平成19年度会計において2,675万2,628円が歳入不足となりましたので、平成20年度会計から前年度繰上充用金として歳入不足を補てんいたしております。

以上、老人保健医療事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせて いただきます。

次に、平成20年度竜王町学校給食事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は139ページからでございます。

なお、本年度は、国における経済対策「安心実現のための緊急総合対策」に添い、ひっ迫している学校給食事業特別会計に一般会計から100万円を繰入いたしました。歳出につきましては265ページで、ほとんどが給食材料費で、決算額が5,587万4,447円でございまして、歳出総額の98.9%を占めております。その他は、パンの包装・加工の委託料であります。

以上、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成20年度、竜王町下水道事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は142ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が10億2,846万9,974円、 歳出総額が9億8,457万4,790円で、歳入歳出差引額は4,389万5,1 84円となります。翌年度へ繰り越しました事業に要する財源につきましては決 算書の282ページに記載いたしておりますが、繰越財源が1,235万2,000円でございますので、実質収支額が3,154万3,184円になるものでございます。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。決算書は270ページからでございます。使用料及び手数料の決算額は、1億3,108万280円となっています。また、271ページの国庫支出金は7,020万円で、特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金でございます。

次に、272ページの繰入金は一般会計からの繰入で、2億7, 431万8, 00 円であります。さらに、273ページの町債は4億9, 170万円となっておりますが、このうち2億3, 910万円は下水道高資本費対策借換債であります。

次に、歳出の主なものといたしましては、275ページでございますが、農業 集落排水事業費の決算額が989万7,368円で、殿村と山中のそれぞれの処 理施設にかかります維持・管理経費でございます。

次に、276ページの公共下水道事業費の決算額は2億7,725万7,951 円でございまして、そのうち管渠築造費が1億9,154万1,053円でございます。岡屋と薬師地先の幹線整備や山之上地先の測量設計を実施いたしました。なお、この決算額には平成19年度からの繰越事業2,562万2,233円が含まれています。

次に、280ページの公債費の決算額は、6億9,741万9,471円でございます。このうち償還元金は5億2,923万3,218円でございますが、その中の2億3,981万1,594円は、下水道高資本費対策のため借換を行った繰上償還元金です。町債の年度末残高は56億1,800万1,868円で、平成19年度末から3,700万円余り減少しております。なお、決算書の283ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

以上、下水道事業特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成20年度竜王町介護保険特別会計の決算概要につきましてご説明申 し上げます。決算報告書は146ページからでございます。決算収支の状況でご ざいますが、歳入決算額が5億4,974万7,528円、歳出決算額が5億2, 181万6,977円で、歳入歳出差引額は2,793万551円となりまして、 実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものといたしましては、決算書の289ページ、介護保険料が9,339万2,800円、290ページの国庫支出金が1億2,114万4,670円、291ページの支払基金交付金が1億5,422万5,000円、292ページの県支出金が7,378万3,835円、293ページの一般会計からの繰入金が7,457万6,313円でございます。

歳出の主なものといたしましては、299ページの保険給付費が4億8,639万1,901円でございまして、歳出総額の93.2%を占めております。

また、305ページの地域支援事業費は、1,944万8,931円でございます。この事業は、介護保険法の改正に伴い平成18年度より取り組みをいたしているもので、地域包括支援センターを設置し、要介護状態にならないように予防対策を講じているもので、医療や介護の総合相談、介護予防ケアマネジメント等の事業に要した費用でございます。

さらに、311ページの諸支出金の償還金747万3,322円につきましては、過年度分の介護給付費に係る精算によるもので、国・県支払基金にそれぞれ返還いたしたものでございます。

詳細につきましては、決算報告書の146ページから149ページに一般状況を、149ページ以降に経理状況をそれぞれ記載させていただいております。また、決算書の314ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算概要を申し上げ提案説明とさせいただきます。 次に、平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計の決算概要につきましてご 説明申し上げます。決算報告書は162ページからでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴いまして、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートいたしました。この法律の規定により後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るとともに、後期高齢者の保険料等に関する収入および支出について経理を明確にするため、本特別会計が設置されたところであります。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,907万6,158円、歳出総額が6,709万3,248円でございます。歳入歳出差引額は198万2,910円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の318ページ、後期高齢者保険料が4,797万 3,704円、318ページの国庫支出金が269万3,250円、319ページ の一般会計からの繰入金は1,832万1,204円で、そのうち1,639万3, 944円は保健基盤安定にかかる繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は321ページでございます。総務費が470万8,510円で、後期高齢者医療制度の電算システムの改修や保守、保険料徴収事務費でございます。また、322ページの後期高齢者医療広域連合納付金6,238万4,738円は、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第68号から議第75号までの8議案につきましての提 案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご承認を賜り ますようお願い申し上げます。

- 〇議長(寺島健一) 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** ただいま町長から提案理由を申し上げました議第76 号、平成20年度竜王町水道事業会計の決算内容について、説明を申し上げます。 最初に平成20年度の事業の概要につきまして申し上げます。

水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は1万2,683人で、前年度と比較して12人の減少となっています。また、年間総配水量は169万9,948㎡であり、前年度より8万4,965㎡の減少となりました。そのうち県水受水量は165万8,872㎡でありまして、総配水量の97.6%を占めております。

年間有収水量につきましては148万2,470㎡であり、前年度より4万2,113㎡の減少でありました。減少の原因といたしましては、構造的不況によります営業用および工業用使用量の減少、布設替え工事に伴う洗管によるものではないかと思われます。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は2億9,101万4,165円で、前年度と比較しますと1,346万8,923円の減少となりました。しかし、この収入の中には町からの補助金1,550万円が含まれています。一方、費用の総額は2億6,688万2,057円で、前年度と比較しますと1,697万8,281円の減少となりました。費用の減少につきましては、受水費、人件費などの減少によるものでございます。

以上のことから収益、費用、差引き決算額といたしましては、2,413万2, 108円の純利益となったものでございます。今後も引き続き、水道事業の運営 につきましてはさらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりた いと考えております。

それでは、決算書に基づきまして決算の内容をご説明いたします。まず、1ページの平成20年度竜王町水道事業決算報告書をご覧下さい。第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては営業収益と営業外収益を合わせまして決算額が3億466万3,568円で、そのうち仮受消費税は1,364万9,403円でございます。支出におきましては、水道事業費といたしましては営業費用と営業外費用を合わせまして決算額が2億7,827万8,731円で、そのうち仮払消費税は965万7,074円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては企業債と他会計負担金を合わせまして決算額が5,627万9,850円で、そのうち仮受消費税は0円でございます。支出におきましては、資本的支出といたしましては建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が1億91万4,194円で、そのうち仮払消費税は322万2,310円でございます。したがいまして、差引、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,463万4,344円は、建設改良積立金1,047万4,649円、当年度損益勘定留保資金3,196万235円および当年度消費税資本的収支調整額219万9,460円で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧下さい。営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,171万4,850円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費およびその他営業費用を合わせまして2億5,926万2,707円、したがいまして、営業利益は1,245万2,143円でございます。営業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、補助金、加入金および雑収益を合わせまして1,929万9,315円、営業外費用といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして761万9,350円で、営業収支は1,167万9,965円の黒字、したがいまして、経常利益は2,413万2,108円となりました。特別利益・損失はございませんので、当年度純利益は同じく2,413万2,108円、前年度繰越利益剰余金は3,533万9,714円でございますので、当年度未処分利益剰余金は5,947万1,822円とな

るものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧下さい。これは、地方公営企業法第32条第1項で、利益が出た場合は利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てる必要がございます。また、任意積立金にも積み立てできるものとなっていることから、積み立てるものです。当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページから4ページでご説明申し上げましたとおり5,947万1,822円で、利益剰余金処分額といたしまして、減債積立金に1,500万円を積み立て、建設改良積立金に2,000万円を積み立てたくご提案申し上げるものでございます。積み立てたといたしますと、翌年度繰越利益剰余金は2,447万1,822円になります。

次に、貸借対照表をご覧下さい。まず、資産の部です。固定資産といたしましては、有形固定資産は土地・建物・構築物などを合わせまして19億4,285万1,180円、無形固定資産は施設利用権のみで1,068万1,129円、投資はございませんので、固定資産合計として19億5,353万2,309円となるものでございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金・未収金および貯蔵品を合わせまして1億9,774万7,457円でございます。したがいまして、資産合計は21億5,127万9,766円となるものでございます。

次に、負債の部です。固定負債といたしましては修繕引当金のみでございまして786万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして5,39万7,961円でございます。したがいまして、負債合計は6,185万7,961円となるものでございます。

次に、資本の部です。資本金といたしましては、自己資本金は繰入資本金と組入資本金を合わせまして 4 億 2 , 8 3 6 万 9 , 9 4 5 円、借入資本金は企業債のみで 2 億 9 , 9 3 9 万 8 , 4 5 8 円。したがいまして、資本金合計は 7 億 2 , 7 7 6 万 8 , 4 0 3 円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は受贈財産評価額・工事負担金および工事補助金を合わせまして12億2,562万8,775円、利益剰余金は減債積立金・建設改良積立金および当年度未処分利益剰余金を合わせまして1億3,602万4,627円でございます。したがいまして、剰余金合計は13億6,165万3,402円となりまして、資本合計は20億8,942万1,805円、負債資本合計は21億5,127万9,766円となるものでございます。

なお、11ページから付属書類といたしましてこれらの細部資料を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、議第76号、平成20年度竜王町水道事業会計決算につきましての内容 説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(寺島健一) この際申し上げます。ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時07分 再開 午後2時20分

○議長(寺島健一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

○代表監査委員(小林徳男) それでは、決算審査の結果についてご報告を申し上げます。これにつきましては、一般会計ならびに特別会計の意見書、それから水道事業会計の決算審査の意見書おのおのを町長さん宛てに意見書を提出させていただいているところでございます。これの写しが皆様のお手元にあろうかと思いますが、これに基づいて概要をご報告させていただきたいと思います。

まず、概要でございますので、今申し上げました意見書の写しと順番が若干前後したり、あるいは若干表現が合わなかったりということもあろうかと思いますが、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは申し上げます。まず、竜王町歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等運用状況の審査意見書の方から申し上げます。

まず最初に審査の期日でございますが、一般会計につきましては7月1日をは じめといたしまして都合7日間、特別会計につきましては7月8日をはじめとい たしまして都合4日間、実施をさせていただいたところでございます。

審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成20年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係職員の説明を聴取しながら、計数の正確性および収入支出の事務が法令に基づいて適正に処理されているかを確かめますとともに、関係諸帳簿および証拠書類と照合精査を行い、また、予算執行状況の適否等についても慎重に審査をした次第でございます。

それでは、決算の概要について申し上げます。まず一般会計でございますが、 数字は金額単位千円単位で申し上げさせていただきます。千円未満は四捨五入と いうことで、ご理解をお願いいたしたいと思います。 1番目に財政状況についてでございますが、歳入決算額は55億7,171万6,000円、歳出決算額は52億5,802万5,000円となりまして、歳入歳出差引額は3億1,369万1,000円となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入は3億3,989万6,000円、率にいたしまして5.7%の減少となりました。歳出につきましても2億8,391万3,000円、5.1%の減少となりまして、歳入歳出とも大幅に減少した結果となっております。

減少いたしました主な要因は、歳入につきましては、法人町民税・固定資産税を中心とした町税収入の減少によるものでありまして、歳出につきましては、諸 支出金関係の支出の減少によるものであります。

また、実質収支額は2億2,621万3,000円の黒字となっておりますが、 単年度収支額および実質単年度収支額におきましては、それぞれ赤字決算となり ました。

歳入の中に占めます自主財源につきましては、45億482万7,000円となりまして、前年度と比較いたしまして3億3,549万2,000円の減少となっておりますが、この主な要因は、自主財源の大きな柱であります町税収入が前年度比較で3億4,008万6,000円減少したことによるものであります。

町税減少の要因は、個人町民税につきましては増加しましたものの、特定企業の利益減少に伴います法人税割の減少および特定企業の償却資産の減少に伴います固定資産の減少によるものが主なものでございます。

一方、国・県支出金等の依存財源につきましては10億6,688万9,000 円となりまして、前年度に比較いたしまして440万4,000円の減少となっております。

歳出を款別に見ました場合、民生費が金額・率とも最も多く、次いで公債費、 総務費、教育費の順となっております。項目別には、総務費、民生費、土木費、 公債費等が増加しておりまして、農林水産業費、教育費、諸支出金等が減少して おります。

この中で主な増減項目を見てみますと、意見書では6ページから7ページになろうかと思いますが、まず総務費でございます。決算額は6億9,999万1,00円となりまして、前年度比較1億2,414万1,000円の増加となりました。増加の主な要因は、電算機用備品および同システム関連費用で5,290万8,000円、公用車車修繕工事で1,000万円、町税過年度還付金で1,684万4,000円等の支出によるものであります。

次に民生費であります。決算額は10億5,838万円となりまして、前年度比較で9,208万8,000円の増加となりました。増加いたしました要因につきましては、介護予防拠点施設整備事業等の増加が主なものでございます。

3番目に農林水産業費でございますが、決算額は5億2,779万5,000円となりまして、前年度比較で1億3,466万8,000円の減少となっております。減少いたしました主な要因は、いずれも前年度に発生いたしました山之上農林公園施設整備事業用地取得費6,897万6,000円がなくなったこと、および農村総合整備事業費が2,249万8,000円、日野川流域土地改良区負担金が1,841万円、いずれも減少したこと等によるものであります。

次に教育費でございますが、決算額は5億8,080万4,000円となりまして、前年度比較で1億1,076万5,000円の減少となりましたが、減少の主な要因は、いずれも前年度に発生いたしました中学校校舎大規模改修工事費用8,765万1,000円、第二体育館解体工事費用2,520万円がなくなったこと等によるものでございます。以上がだいたいの項目別の概要でございます。

次に、主な指標について申し上げます。意見書では8ページからになろうかと 思います。まず、財政力指数でございますが、財政力を判断する指数として用い られておりまして、この指数が高いほど財源に余裕があるとされており、この数 値が単年度で1を超えますと普通交付税の不交付団体になってまいります。当町 の財政力指数は、平成20年度で見ますと単年度の指数が1.292となってお りまして、この結果、当年度も普通交付税の不交付団体となっております。

次に経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられておりまして、通常75%程度に収まるのが妥当と考えられておりまして、この数値が高いほど財政が硬直化していると言えます。平成20年度の当町の経常収支比率につきましては、経常的経費充当一般財源となります物件費・繰出金等が増加しました一方で、経常的一般財源となります町税が法人町民税を中心に大幅に減少しましたことから、比率が上昇した結果となっております。

次に公債費比率でございますが、財政構造の健全性を保っていきますためには、通常この比率が低いことが望ましいとされております。実質公債費比率・起債許可制限比率につきましては、過去3ヵ年の平均数値を公表しておりますが、近年の公債費負担額の増加に伴い単年度比率が上昇してきておりまして、この結果として公表比率が上昇してきているものでありまして、今後の財政運営全般につきまして十分な検討と慎重な対応が必要であると判断をいたします。

次に、町債の残高について申し上げます。平成20年度末の町債の残高は、一般会計・特別会計の合計で121億453万7,000円となりまして、前年度と比較いたしまして4億5,625万7,000円減少をいたしております。

主な会計別の増減の内訳は、一般会計で4億1,730万9,000円減少して おりまして、下水道特別会計で3,753万3,000円、国保施設会計で141 万5,000円、それぞれ減少いたしております。

平成20年度中の起債および償還につきましては、一般会計では起債額が1億 8,257万円、償還額は5億9,987万9,000円、特別会計では起債額4 億9,170万円、償還額5億3,064万7,000円であります。

一般会計におけます年度中の起債の内訳は、臨時財政対策債で1億5,997万円、農村運動広場整備事業債で270万円、道路新設改良事業債で1,610万円、公民館整備事業債で370万円、その他10万円となっております。また、特別会計におけます起債は、公共下水道事業に伴います発行分2件で2億5,260万であります。

次に、町税の収入未済額ならびに不納欠損状況について申し上げます。意見書では9ページから10ページになろうかと思います。平成20年度末の町税の収入未済額は、合計で9,753万9,000円となっております。これは前年度比較で892万9,000円減少した結果となっておりますが、個人町民税・固定資産税を中心に多額の不納欠損処分を行ったために、結果として収入未済額が減少したことによるものであります。したがいまして、不納欠損処分額を差引いたしました収入未済額を前年度末と比較いたしますと実質的には増加していることになりまして、このことを十分念頭に置いておくことが必要であると判断をいたします。

収入未済額については、日頃から担当課を中心に減少に向けて努力されているところでありますが、管理徴収係を中心にしてその原因を十分に調査し、減少に向けて実効ある対策を継続的に実施されることが必要であると判断をいたします。なお、平成20年度の不納欠損処理額は、人数で申し上げますと延べ人数で216名、金額で1,947万1,000円となっております。処理につきましては、税法の規定に基づき各々適正に処理されていることを認めました。なお、不納欠損処分額が例年と比較いたしまして件数・金額とも増加しておりますが、その原因は、「管理徴収係」の部署を設けて担当者を配置し滞納整理に取り組まれてきましたが、作業を進める中で滞納分のうちでも徴収不可能分についての見極

めができ、整理が進んだ結果として不納欠損処分額が増加したものと理解をいた しております。以上までが一般会計でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。意見書では10ページからでございます。平成20年度特別会計の決算状況は、意見書中の第14表のとおりでございます。歳入決算額につきましては、7会計合計で29億9,934万1,000円となりまして、前年度に比較いたしまして5億3,563万1,000円の減少となっております。また、歳出決算額は28億4,744万円で、前年度と比較いたしまして5億7,018万2,000円の減少となり、歳入・歳出とも減少した結果となっておりますが、この原因につきまして、老人保健医療事業制度が国民健康保険事業および後期高齢者医療制度へ引き継がれることから、老人保健医療事業特別会計の動きが20年3月分のみとなりまして、歳入歳出とも極端に減少したことによるものでございます。なお、この関係で平成20年度から新しい特別会計といたしまして「後期高齢者医療特別会計」が設置されましたことによりまして、7特別会計となっております。

次に、この特別会計の会計別の主な結果について見てみますと、まず国民健康保険事業特別会計(事業勘定)でございますが、決算額は歳入総額で10億75552,000円、歳出総額で965,486万8,000円となりまして、歳入歳出差引額5,268万4,000円を翌年度に繰り越しております。決算額は前年度比較で歳入・歳出とも増加をいたしております。また、平成20年度末におけます保険料の収入未済額は4,934万4,000円となっておりまして、前年度比較で851万6,000円減少いたしておりますが、これは不納欠損処分を919万8,000円実施したことに伴いまして、結果的に収入未済額が減少したものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計(施設勘定)でございます。医科の決算額は 歳入総額1億66万4,000円、歳出総額8,883万5,000円となりまし て、歳入歳出差引額1,182万9,000円を翌年度に繰り越しております。歯 科の決算額は、歳入総額で5,930万6,000円、歳出総額5,544万4,0 00円となりまして、歳入歳出差引額386万2,000円を翌年度に繰り越し ております。医科・歯科とも、歳入・歳出いずれも前年度比較で増加をいたして おります。

次に、老人保健医療事業特別会計でございますが、決算額は歳入総額1億2, 792万円、歳出総額1億1,829万7,000円となりまして、歳入歳出差引 額962万3,000円を翌年度に繰り越しております。本特別会計は、前年度 と比較いたしまして、歳入・歳出とも大きく減少しておりますが、老人保健医療 事業制度が廃止されたことに伴いまして、平成20年3月分のみの収支が決算に 反映されたことによるものでございます。

次に、下水道事業特別会計でございます。決算額は歳入総額10億2,847万円、歳出総額は9億8,457万4,000円となりまして、歳入歳出差引額4,389万5,000円を翌年度に繰り越しております。平成20年度末におけます使用料の収入未済額は756万6,000円となっておりまして、前年度比較で114万1,000円の増加となっております。また、分担金につきましても144万1,000円の収入未済額となっておりまして、これも前年度比較で31万円増加をいたしております。

一方、町債の発行残高は、平成20年度末現在で56億1,800万2,000円となっておりまして、前年度末比較で3,753万3,000円の減少となりました。本特別会計の町債残高は事業の進展とともに年々増加しておりましたが、平成20年度につきましては、上記のとおり減少した結果となっております。しかしながら、今後の運営につきましては財政状況が極めて厳しくなっている状況でもあり、十分な留意が必要と考えます。なお、平成21年3月末におけます当町の下水道普及率は、農業集落排水事業を含めまして86.3%となっておりまして、前年度末に比較いたしまして9.5ポイントと大幅に増加しておりますが、この原因は、特定地域への公共下水道の本管の接続ができたことによるものでありまして、これによりまして、滋賀県全体の84.7%と比較いたしましても1.6ポイント高い結果となっております。

次に、基金の残高について申し上げます。平成20年度末の基金残高(現金)は、19億3,534万7,000円となりまして、前年度末比較で2億4,381万8,000円増加をいたしております。増減の内訳は、財政調整基金で1,289万7,000円、地域福祉基金で1億2,050万8,000円、土地開発基金で8,656万7,000円、国民健康保険事業財政調整基金で2,000万2,000円、それぞれ増加しているのが主な増加項目でございます。

なお、増加した基金の中で地域福祉基金と土地開発基金の増加分は、繰替運用によりまして一般会計へ貸付していたものが返済されたことに伴い増加したものでございます。また、国民健康保険事業(歯科)の財政調整基金が404万1,000円の減少をいたしております。いずれの基金につきましても、当町の重要

な財産として確実な運用がなされていることを認めました。

次に、平成20年度中の一時借入金の状況について申し上げます。平成20年度中の一次借入金は、発生をいたしておりません。当年度の一時借入限度額を17億4,000万円と設定しておりましたが、各会計につきましては一度も活用することなく年度を終了いたしております。

次に、平成20年度末におけます土地開発基金の運用状況につきまして申し上げます。平成20年度末におけます土地開発基金の残高は2億5,227万1,00円となっておりまして、前年度末比較で156万7,000円増加をいたしておりますが、増加の内訳は受取利息を積立したものでございます。

平成20年度末におけます土地の現在高は1万628.15㎡となっておりまして、年度中の増減はございませんでした。また、平成20年度末におけます土地開発基金に属する現金の現在高につきましては、2億1,405万3,000円となっておりまして、前年度末比較で8,656万7,000円増加をいたしておりますが、この原因は一般会計に対する貸付金8,500万円が回収されたことと、これに対する貸付金利息が同時に入金されたことに伴うものでありまして、従来からの保有現金と合わせまして確実に運用されていることを認めました。以上までが決算概要でございます。

最後に、総括意見を申し上げます。以上が平成20年度の歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等の運用状況についての決算概要でございます。一般会計については、歳入・歳出とも前年度比較で大幅に減少いたしておりますが、歳入面で法人町民税をはじめといたしました町税収入が大幅に減少したことに伴うものが主な理由であります。

歳入・歳出別の増減内訳を見ますと、歳入面では地方特例交付金・国庫支出金・ 繰越金等が増加いたしましたが、町税・地方交付税・県支出金・繰入金・町債等 が減少しております。歳出面では、総務費・民生費・土木費等が増加しており、 農林水産業費・教育費・諸支出金等が減少しております。

このような状況の中で、決算内容については、1. 賃金・報償費・報酬・公債費の利子等におきまして減額補正すべきものができておらず、結果として不用額の発生に結びついたものが見られたこと。2として、団体への助成金支出のうち、借入金の償還助成金として支出されているものの中で返済金額を確認するための書類に不十分なものが見られたこと等の事例が見られましたが、これらを除きましてはほぼ適正に運営されていると見受けました。

また、審査にあたりまして関係諸帳簿との照合、計数の確認ならびに各会計の 予算執行状況につきまして慎重に審査を行いましたが、その結果、特に指摘すべ き事項は見当たりませんでした。また、審査を通じまして各会計とも諸経費の削 減に向けて努力されていることは感じることができました。

なお、平成20年度の場合、歳入・歳出総額は、前述しましたとおり前年度と比較して大幅に減少いたしておりますが、急激な景気の落ち込みによる法人町民税の所得割分の減少をはじめとして町税収入全体が大きく減少したことによるものでありまして、この傾向は平成21年度においても続くものと見込まれ、当町の財政状況は一層厳しさを増すことが予想されます。このことは、経常収支比率や実質公債費比率等の各種指標にも顕著に表れてきており、このような状況の中で当町の今後の財政運営を考えてみますと、1. 基本的には歳入面は今後も年々厳しさを増してくること。2. 経常経費の増加に伴い、歳出面では増加傾向が続くこと等、財政の硬直化が進む要因が潜在化していることを念頭に置いて財政運営に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、予算の編成段階から歳出面全般について従来の感覚や前例にとらわれず、今一度抜本的に個々の支出について必要性の検討を徹底した上で取り組みすることが必要であると考えます。

次に、今回の審査を通じて気づいた事項について申し上げます。まず1点目、臨時財政対策債の発行についてでございます。決算書にも記載されておりますとおり、平成20年度の一般会計におきまして臨時財政対策債として1億5,997万円の起債がなされています。これは、前年度に引き続いて同種の町債が発行されたことになります。この起債につきましては、財政状況が厳しくなってきている中で、資金繰り安定のために起債されたものと理解することができますが、一方で平成20年度の収支状況を見ますと、「実質収支に関する調書」を見てもわかりますとおり、平成20年度の実質収支額は2億2,621万3,000円の黒字決算となっております。このことは、仮に臨時財政対策債の起債を行わなかったとしても、十分に実質収支額は黒字決算となったと言うことができます。

もとより町債の起債につきましては定められたルールに基づいて処理されておりまして、このこと自体を否定するものではありませんが、近年の厳しい財政状況や実質公債費比率・将来負担比率等の各種指標を考慮したときに、ルールに則っているという判断だけでなく、将来負担の動向についても十分に検討したうえで取り組むべき問題でないかと判断いたしますので、このことを十分理解したう

えで次年度以降の財政運営に活用されることを期待いたしまして、問題提起とさせていただきます。

2番目に、負担金の重複納付についてでございます。平成20年度の「竜王町学校給食事業特別会計」におきまして、給食費負担金の重複納付が発生し、結果的に重複部分の還付未済額が発生いたしております。本件につきましては、平成21年3月末時点で収入未済となっていた利用者に対ししまして担当課から督促状を発送しましたが、督促状と併せて納付書を同時に送付したため、年度当初に配付済みの納付書を含めて2重の納付書が配付されたことになり、これに基づいて保護者が納付した結果、重複納付されてしまったものであります。

このように、本件は督促時に納付書を再送付したことによって重複納付が発生 したものであると考えられますことから、今後このようなケースにおける督促の 方法について再検討を行い、再度このようなミスが発生しないための具体的手法 を確立されることが必要であると判断いたします。

3番目に、介護保険料の滞納整理についてでございます。この問題につきましては、昨年度の決算審査意見書で「滞納整理の在り方について」として意見を申し上げ、この中で、介護保険料については制度発足後の日が浅いわりに滞納額が多いことと併せて、滞納者数が多数になっており、中でも特に問題であるのは、「この中で16名が既に死亡しており、竜王町として介護保険料の請求先が存在しない」ことになり、その対策として、①死亡している滞納者への処理方法を担当課にて早急に検討し実施されること、②滞納整理のあり方についても、今一度原点に立ち確実な施策を実施されること。以上2点を意見として申し上げたところであります。

その後、本年の決算審査終了後、上記の点についてその後の経緯と結果について担当課へ質問しましたが、「早急に処理必要な案件であり早急に処理したいと考えているが、今日の時点では何も実施できていない」との回答でございました。

本件についての経緯と結果を聴取している中で、担当課においてそれなりに具体策を検討されていた模様ではあり、その旨の発言もありましたが、意見として申し上げ、担当課においてもその必要性を認識されていたものが、1年を経過しても何ら対策が実施されていないことについては、論外であると言わねばなりません。

各種の問題を解決していくために、その原因を追及し解決の具体策を検討する ことは、必要なことであり重要なことでもあります。しかし、そのこと自体は問 題解決のための過程であって、考え、検討することだけでは解決することにならず、必ず実行することが必要であり、実行の伴わない考えや検討は、問題解決のためには何ら役に立たないと考えるべきであります。したがって、この趣旨を十分に理解していただき、本件につきましては目標期限を含めた具体策を早急に立案し、実施されることが必要であると判断いたします。

以上、今回の審査を通じて気づいた点について申し述べました。昨年10月の リーマンブラザーズの破綻に端を発しました世界同時不況の影響は、企業の極端 な売上減少から赤字決算の発生、リストラによる人員削減、失業者数の増加、購 買力低下による企業の一層の売上減少という悪循環に陥った状態になっている と言えます。政府におきましても、経済対策や雇用対策等、景気浮揚や成長回復 に向けた各種施策を実施しており、企業におきましても成長分野への傾斜等生き 残りを懸けた施策を実施しており、ごく一部の分野において底を打ったような状 況も言われておりますが、本格的な回復までにはまだまだ時間を要する状況であ ると言えます。

一方、我々地方自治体を取り巻く環境は、企業の業績悪化に伴います法人町民税等の税収の落ち込みが予想される中で、一方では、歳出面で福祉関係費用の増加、公債費の増加等義務的経常経費の増加により、財政状況はますます厳しさを増してくることが予想されます。

このような状況の中で、当町が財政面で健全性・弾力性を維持しながら、当町独自の特徴ある施策を実施していくためには、適正な歳入の確保に努めることはもちろんのこと、歳出面において、歳出全般について、従来の感覚による安易な予算編成によって多額の不用額が発生しないように心掛けるとともに、新しい視点に立って必要性の検討を行い、効率的な財政運営に資することにより、最終的には住民福祉の向上に寄与するよう努力されることを期待いたしまして、総括意見といたします。

以上、平成20年度竜王町歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等運用状況の審査結果について概要を申し上げました。詳細につきましては、町長宛てに報告いたしております意見書の写しをご参考になさっていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、平成20年度竜王町水道事業会計決算審査の結果についてご報告を申し上げます。これにつきましても、意見書の写しがお手元に配付されていると思いますが、これに基づいて報告を申し上げます。

まず、審査の期日でございますが、平成21年6月4日に実施をさせていただきました。

次に、審査の内容および結果についてでございますが、まず、決算書類の審査 にあたりましては、運営面におきまして予算に沿った執行となっているか、また、 地方公営企業法の規定に則り企業の財政状態および経営成績を適正に表示して いるか、経済性を基本とした運営がなされてきたか等に主眼を当てて審査を行い ました。

計数につきましては、各々正確であるかを詳細に精査いたしました。また、関係諸帳簿、証憑類は、定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、さらに、取扱金の出納状況や滞納整理状況につきましても、関係者の説明を聴取しながら慎重に実施をさせていただきました。

まず最初に、経営の状況についてでございますが、平成20年度の経営状況は、まず経営の基本となる給水戸数は、62戸増加いたしまして3,701戸となりました。また、給水人口につきましては1万2,683人となりまして、前年度に比較いたしまして12人減少した結果となっております。給水戸数の増加の主な要因は、特定企業の社員寮への入居者の増加によるものでございます。

配水量につきましては、年間で169万9,948㎡となりまして、前年度と比較して水量で8万4,965㎡、率にいたしまして4.8%、それぞれ減少いたしております。また、有収水量につきましては年間で148万2,470㎡となりまして、前年度比較で水量で4万2,113㎡、率にいたしまして2.8%、それぞれ減少した結果となりました。

このように、当年度は配水量・有収水量とも減少したことにより、水道事業の売上高と言うべき「給水収益」も、当然のことながら減少した結果となっております。有収水量が減少したことにつきましては、大口需要先である町内の特定企業の使用量減少が大きく、これが全体の使用量が減少した要因であると考えられます。この結果、給水収益を含む営業収益は2億7,171万4,850円となりまして、前年度と比較いたしまして676万3,320円減少した結果となっております。

また、営業外収益につきましては全体で1,929万9,315円となりました。 これは、前年度と比較いたしまして670万5,603円と、大きく減少した結果となっております。町からの補助金収入が減少したことや、加入金・雑収益が減少したことによるものでございます。 この結果、水道事業収益全体では2億9,101万4,165円となりまして、 前年度と比較いたしまして1,346万8,923円減少した結果となりました。

次に支出面では、営業費用が前年度比較で1,496万2,519円と大幅に減少しておりますが、これの主な要因といたしましては、①配水及び給水費が修繕引当金を積み増ししたことによって増加いたしましたものの、②県水受水費が減少したことにより、原水及び浄水費が減少したこと、③人件費の減少による総係費が減少したこと、④固定資産の減価償却費が減少したこと等の理由によるものでございます。

中でも、県から購入しております水の購入単価が大幅に引き下げされたことによりまして、原水及び浄水費が前年度比較で1,449万466円と大幅に減少しており、これは営業費用減少の大部分を占める結果となっております。

また、営業外費用につきましては、企業債利息が減少したこと等によりまして、 前年度比較で減少しております。

以上の結果、水道事業費全体では2億6,688万2,057円となりましたが、これは、前年度に比較いたしまして1,697万8,281円と大幅に減少いたしております。この結果、経常利益におきまして2,413万2,108円の利益となりましたが、これは、前年度実績に比較いたしまして350万9,358円増加いたしております。

このように、平成20年度は売上高である給水収益が減少したにもかかわらず、 利益が増加した結果となっておりますが、これの主な要因は、前述しましたとお り、県からの水の購入単価が大幅に引き下げされたことによるものであると言え ます。

次に、予算執行状況についてでございますが、収益的収支のうち支出面におきまして多くの不用額が発生しておりますが、諸経費の節減努力と併せて、一部の項目におきまして見込額より少なかったことが主な理由であり、事業の性格から見てやむを得ないものと判断いたしますが、今後は不用見込額の一層の減額補正に努めますとともに、予算の作成段階から収益的収支・資本的収支とも項目ごとに十分に検討を行ったうえで予算計上されることが必要であると判断をいたします。

次に、企業債について申し上げます。平成20年度におけます企業債の発行・ 償還ならびに残高につきましては、表のとおりでございます。当年度の発行額は 3,480万円でありますが、内訳は、小口加圧ポンプ場設置工事に伴うもので 1,230万円、小口西部地区配水管設置工事に伴いますもので630万円、薬師配水池測量設計に伴うもので1,620万円となっております。なお、当年度の償還につきましては、計画のとおり順調に償還されているものと認めます。

次に、一般会計からの補助金についてでございますが、平成20年度中におけます一般会計からの補助金は1,550万円でございまして、前年度と比較いたしまして330万円の減少となっております。

次に、有収水量の推移について申し上げます。平成20年度の有収水量は148万2,470㎡となっておりまして、前年度に比較いたしまして4万2,113㎡の減少、率にして2.8%の減少となっております。また、有収率につきましては87.21%となりましたが、これは、前年度と比較いたしまして1.79ポイント上昇した結果となっております。

有収率につきましては過去2年間で大幅に低下しておりましたが、当年度は前述のとおり上昇しております。この主な要因について担当課の説明では、①特定地区の漏水による不明水が発生していたものが、修理により減少したこと、②前年度は配水池タンクの内部洗浄や配水管布設替工事に伴う仮設管の内部洗浄による業務用に使用していた水が、当年度は減少したこと等の理由によるものであるとのことであります。

有収水量・有収率とも、企業として収益性を高めるための重要な項目であり、 今後とも継続してこれの向上に努力していくことが必要であると判断をいたします。

次に、未収金について申し上げます。平成21年1月末現在の使用料未収金につきましては2,129万7,347円となっておりまして、前年同期に比較いたしまして1万5,280円減少いたしております。

この未収金残高につきましては年々増加傾向にあり、増加額自体も近年は増加 してきており、未収金問題が水道事業会計における重要な課題になってきており ましたが、平成19年度に続いて当年度も前年度比較で減少した結果となりまし た。

しかしながら、減少した金額の内訳を見てみますと、不納欠損処分による減少分として25万3,319円が処理されておりまして、これを差し引きいたしますと、実質的には23万8,039円の未収金が増加している勘定になるものでありまして、このことを十分理解しておくことが必要であると判断をいたします。したがいまして、この現状を踏まえたうえで、今後について実効ある対策を継続

的に実施されることにより、未収金の減少と共に収益性の向上にも一層努力されることが必要であると判断をいたします。

次に、不納欠損処理についてでございますが、平成20年度の不納欠損処分は、 件数で9件、金額で25万3,319円の処理がなされております。処理の内容 につきましては、いずれも規定に則って適正に処理されていることを認めます。

最後に、総括意見を申し上げます。平成20年度水道事業会計決算状況の審査 を実施いたしました。審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を 慎重に行いましたが、その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。 また、諸経費につきましては、節減のため努力されていることは感じることはで きました。

なお、平成20年度の決算状況は、別表の「比較損益計算書」でもわかりますとおり、営業収益・営業外収益とも前年度比較で減少しているにもかかわらず利益が増加しておりまして、いわゆる減収増益の結果となっておりますが、この主な要因は、前述いたしましたとおり、県から購入する水の単価が大幅に引き下げされたことによるものでありまして、これが水道事業会計の売上である給水収益の減少分や営業外収益の減少分をカバーしたうえで、なお最終利益の増加に結びついた要因であると言えます。

また、当年度は営業外収益が前年度比較で減少しておりますが、この内訳は、 町からの補助金が330万円減少したほか、新規加入者が前年度比較で減少した ことによる加入金の減少が180万円、工事負担金の減少によります雑収益の減 少が167万9,000円あったことによるものであります。

以下に、今回の決算審査を通じて感じた点について意見として申し述べます。 不用額の発生理由の把握についてでございます。今回の審査にあたりまして、 各項目ごとに予算対比を行いまして、不用額が発生している項目についてその理 由を聴取しましたが、担当課としてその理由が把握できていないと感じました。

不用額につきましては、その発生理由は、①経費節減に努めた結果として不用額が発生したもの、②計画した事業が何らかの理由で執行できずに不用額が発生したもの、以上2点に集約されますが、いずれの場合においても担当課において事業の進捗状況を的確に把握し、必要な場合は減額補正を行うことが必要でありますが、今回のように理由が把握できていなければ必要な措置ができず、結果的に不用額のみが残ることになりかねません。したがいまして、水道事業会計のように企業会計原則に基づいた損益計算書を作成する場合におきましては、不用額

の理由を適切に把握しておくことによって、翌年度あるいは将来の収益予算を作成する場合に、より正確な予算の作成に結びつけられるものであると判断いたしますので、このことを十分念頭においたうえで日常業務を遂行されることが必要であると考えます。

以上、今回の決算審査を通じて感じた点を申し上げ、総括意見といたします。以上でございます。

〇議長(寺島健一) この際申し上げます。ここで、午後3時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時17分 再開 午後3時25分

〇議長(寺島健一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、提案理由の説明をお願いいたします。竹山町長。

○町長(竹山秀雄) 続きまして、議第77号から議第81号までの5議案および報第3号・報第4号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第77号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議につきましては、市町合併に伴い、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町および西浅井町が、廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数の減少およびこのことに伴う規約改正の議決を全構成団体にお願いされるものでございます。

次に議第78号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議につきましては、市町合併に伴い、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する安土町が、廃置分合により平成22年3月20日をもって廃止され、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数の減少およびこのことに伴う規約改正の議決を全構成団体にお願いされるものでございます。

次に議第79号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、市町合併に伴い、滋賀県市町村職員退職手当組合を構成する虎姫町・湖北町・高月町・木

之本町・余呉町および西浅井町が、廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、滋賀県市町村職員退職手当組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数の減少およびこのことに伴う規約改正の議決を全構成団体にお願いされるものでございます。

次に議第80号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、市町合併に伴い、滋賀県市町村職員退職手当組合を構成する安土町が、廃置分合により平成22年3月20日をもって廃止され、滋賀県市町村職員退職手当組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数の減少およびこのことに伴う規約改正の議決を全構成団体にお願いされるものでございます。

次に議第81号、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することにつきましては、市町合併に伴い、平成22年1月1日付けで長浜市・虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町および西浅井町が合併され長浜市が設置されること、および同年3月21日付けで近江八幡市と安土町が合併され近江八幡市が設置されることに伴い、規約改正の議決を全構成団体にお願いされるものでございます。

以上をもちまして、議第57号から議第81号までの25議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

次に報第3号、平成20年度竜王町健全化判断比率および報第4号平成20年度竜王町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

まず、平成20年度竜王町健全化判断比率につきましては、それぞれ決算数値に基づき算出いたしました結果、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対しまして、18.4%となり、将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして、109.7%となるものでございます。

次に平成20年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算出 いたしました結果、水道事業・下水道事業ともに資金不足が発生せず、資金不足 比率については該当なしとなるものでございます。以上2件、財政健全化に関す る報告といたします。

- ○議長(寺島健一) 続きまして、審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。
- ○代表監査委員(小林徳男) それでは、平成20年度の健全化比率審査にかかります、その結果についてご報告を申し上げます。これにつきましては、去る8月25日付をもちまして町長宛てに、平成20年度竜王町財政健全化審査にかかる意見書の提出についてということ、および平成20年度竜王町水道事業会計経営健全化審査にかかります意見書の提出についてということで提出させていただいておるところでございます。これの写しが皆さんのお手元にあろうかと思いますが、これに基づきましてご報告を申し上げます。

まず、竜王町財政健全化審査にかかります意見書でございますが、その結果で ございますが、これにつきましては、まず、審査の概要から申し上げます。この 財政健全化審査につきましては、町長から提出されました健全化判断比率、およ びその算定基礎となります事項を記載した書類が適正に作成されているかどう かに主眼を当てて審査を実施しました。

審査の期日は、7月27日および30日でございます。

審査の結果でございますが、審査に付されました下記の健全化判断比率および その算定基礎となる事実を記載した書類について、いずれも適正に作成されてい るものと認めました。まず、この指数には4項目ございまして、実質赤字比率、 連結実施赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、この4項目になっており ます。

まず、実質赤字比率から申し上げますと、平成20年度の実質赤字比率につきましては、黒字決算となったこともありまして、数字を申し上げますとマイナス5.1%となっております。早期健全化基準の15.0%と比較しますと、これを下回りまして、よくなっております。この数字につきましては、マイナス表示をされる場合、公表される場合には「該当なし」という形で、「一」を引いて公表されると、こういう形であります。ただ単に「一」だけではどの程度のマイナスであるのかということが全然わからないということもありまして、あえてこのマイマス表示で数値表示をさせていただいたようなことでございます。

それから、2点目に連結実質赤字比率でございますが、平成20年度の連結実質赤字比率につきましては、黒字決算となったこともありましてマイナス11. 5%となっておりまして、早期健全化基準の20.0%と比較いたしますと、これを下回って、よくなっております。 3番目の実質公債費比率でございますが、平成20年度の実質公債費比率は1 8.4%となっておりまして、早期健全化基準の25.0%と比較いたしますと、 これを下回り、よくなっております。しかしながら、近年この数値が上昇してき ておりまして、今後の財政運営には十分な留意が必要であると判断をいたします。

4番目の将来負担比率でございますが、平成20年度の将来負担比率は109.7%となっておりまして、早期健全化基準の350.0%と比較いたしますと、これを下回って、よくなっております。以上が判断基準数値の概要でございます。本件につきまして、是正・改善等を要する事項としては、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

続きまして、平成20年度竜王町水道事業会計経営健全化審査の結果でございますが、これにつきましては、まず審査の概要といたしまして、この経営健全化審査につきましては、町長から提出されました資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載いたしました書類が適正に作成されているかどうかに主眼を当てて審査を実施した次第でございます。

審査の期日は、7月27日および30日でございます。

審査の結果でございますが、審査に付されました下記の資金不足比率およびその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めました。

まず、水道事業会計の資金不足比率でございますが、経営健全化基準が20. 0%、平成20年度の竜王町の実績はマイナス52.9%でございます。

それから、下水道事業会計の資金不足比率でございますが、経営健全化比率20.0%に対しまして、当町の20年度実績はマイナス24.1%、こういうことになっております。

ここで1点だけ個別の意見を申し上げますと、今回の審査におきまして水道事業会計の資金不足比率を算出するにあたりまして、実質的な資金不足率を把握いたしますために、平成21年度に償還いたします企業債の予定額2,058万9,000円を、企業会計原則の1年基準に基づきまして流動負債にこれを算入し、また、未収金のうち平成20年2月以前からの未収金1,734万9,000円を、これも1年基準に基づきまして、固定化している資産として流動資産から除外して比率を計算するとどうなるかと、こういうことを計算しました。実質的な資金不足比率は、これによりますとマイナス38.9%となるわけでございますが、これにいたしましても経営健全化基準の20.0%というものと比較いたします

と、なお極めて良好な状態であると、このように認められます。

その他、特に指摘すべき事項は認められませんでした。以上でございます。

○議長(寺島健一) 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第28 報第3号および日程第29 報第4号の2報告について 質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(寺島健一) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第28 報第3号および日程第29 報第4号の2報告について、報告を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第30 議員派遣について

○議長(寺島健一) 日程第30 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり 議員を派遣することにいたしたいと思います。なお、緊急を要する場合は、議長 においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣されました議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時48分